

介護予防通所介護 重要事項 説明書

(令和6年 8月1日現在)

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適切な通所介護相当サービスを提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の内容

①提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンター小倉町いずみ苑
介護保険事業者番号	通所介護相当サービス 1270401498
所在地	千葉市若葉区小倉町1325-1
電話番号	043-232-2601
FAX番号	043-232-2644
サービス提供地域	千葉市

②事業所の従業員体制 () は非常勤

職種	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	(1)	—	(1)	事業所の運営管理に関する業務
生活相談員	1	—	1	利用者からの生活相談に関する業務
看護師 (機能訓練指導員)	—	(1)	(1)	利用者の健康管理、機能訓練に関する業務
介護職員	2	2	2 (2)	利用者接遇、介護に関する業務
運転手	—	3	(3)	送迎車輛の運転等に関する業務

※ 利用者及び代理人からの相談に関しては、内容により各担当が対応させていただきます。
又、必要時には介護記録等の各種記録の閲覧や交付も行っております。

③事業所の設備概要

食堂 1室	利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者全員が利用できるテーブル、イス、はしや食器類などの備品類を備えています。
機能訓練室 1室	利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。
浴室	一般浴槽、リフト浴槽を備えており、歩行に不安がある方も安心して入浴していただけます。
その他の設備	設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けています。

④利用定員及び営業時間

サービス提供日	営業時間	定員
月曜日～金曜日	午前9：30～午後4：45	18名

⑤定休日

土曜日・日曜日・年末年始（12／30～1／3）

（行事实施日は定休日でも営業を行う事があります）

3. サービス内容

- （1）送迎 ・専用の送迎車により、ご自宅までの送迎を行います。車椅子の方も車椅子に座ったまま乗車いただくことができます。
- （2）食事 ・栄養士の献立によるバランスのとれたお食事をご用意しています。
- （3）入浴 ・身体状況により、一般浴、特別浴のいずれかのご利用が可能です。
- （4）排泄 ・随時、排泄介助を致します。
- （5）生活相談 ・利用者及び代理人へ、生活や介護等についての相談を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

◎介護報酬告示額

（1）基本料金（加算は含まず）

① 月に規定回数を利用した場合は一律の料金

要支援区分	1月の利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1の方（月4回利用）	19,203円	1,921円	3,841円	5,761円
要支援2の方（月8回利用）	38,673円	3,668円	7,335円	11,602円

② 月に規定回数を利用しなかった場合は1回毎の料金

要支援区分	1回の利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1の方	4,657円	466円	932円	1,397円
要支援2の方	4,774円	478円	955円	1,433円

（2）加算料金

加算名	詳細
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1 月72単位 要支援2 月144単位
科学的介護推進体制加算	月40単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	毎月のご利用総単位数に9.0%を乗じた数

（3）その他の費用

（昼食に関する費用） ・1食あたり600円（おやつ代込み）

（オムツ代） ・紙パンツ 1枚100円 ・パット 1枚50円

（口座振替） ・引き落とし手数料55円（利用料金を口座振替でお支払いの場合）

※その他、行事にかかる費用等は実費負担となります。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又は代理人は、体調に変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。契約期間中に疾病等により利用継続が困難であると判断させて頂いた場合は、利用期間を制限させていただきます。
- ② 利用者は、事業所内の機械や器具を利用される際、必ず従業者に声をかけて下さい。
- ③ 事業所内での金銭、食べ物、物品等のやり取りはご遠慮下さい。
- ④ お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について予め防災計画を作成し、防災計画に基づき、年3回利用者及び従業者等の避難訓練を行います。また、主な防災設備は、自動火災報知器、スプリンクラー、屋内消火栓、自家発電装置等です。

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状が急変した場合は、速やかに主治医や協力医療機関及び代理人への連絡等必要な措置を講じます。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
代理人	氏名	
	連絡先①	
	連絡先②	
介護支援専門員	氏名	
	事業者名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が生じた場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、自己の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又は代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 1. 苦情相談窓口 当事業所提供するサービスについての苦情及び各種相談窓口

	職名	氏名	連絡先
苦情受付担当	生活相談員	木村加奈	043-232-2601
苦情解決責任者	施設長	千野統	
第三者委員	元民生委員	野口貞子	043-228-0126

※受付時間 月～金 9:00～18:00

※外部の苦情及び各種相談窓口

【外部の苦情及び各種相談窓口】

機 関 名	連 絡 先 等
千葉県役所保健福祉局 千葉県介護保険事業課	(所在地) 千葉市中央区千葉港1-1 (電 話) 043-245-5062 (受付時間) 平日 午前9時から午後5時
千葉県国民健康保険団体連合会	(所在地) 千葉市稲毛区天台6-4-3 (電 話) 043-254-7428 (受付時間) 平日 午前9時から午後5時
千葉県運営適正化委員会	(所在地) 千葉市中央区千葉港4-5 社会福祉センター (電 話) 043-246-0294 (受付時間) 平日 午前9時から午後5時

1 2. 協力医療機関

事業者は下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

	【協力医療機関】	【協力歯科医療機関】
名 称	泉中央病院	かずなか歯科クリニック
住 所	千葉市若葉区高根町964-49	千葉市稲毛区山王町346-2

1 3. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、の利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 4. 当法人の概要

- ・名称、法人種別 社会福祉法人 泉 寿 会
- ・代表者氏名、役職 山 初 和 也 理 事 長
- ・法人所在地 千葉市若葉区中田町1044-55
- ・定款の目的に定めた事業

1. 第1種社会福祉事業	2. 第2種社会福祉事業
3. 公益事業	4. その他これに付随する業務
- ・事業者数

介護老人福祉施設 3ヶ所	短期入所生活介護事業所 3ヶ所
通所介護事業所 1ヶ所	居宅介護支援事業所 1ヶ所
ケアハウス 1ヶ所	
介護老人保健施設 1ヶ所	通所リハビリ事業所 1ヶ所

通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業 者】

所在地 千葉市若葉区小倉町1325-1
名 称 デイサービスセンター小倉町いずみ苑
代表者 施設長 千野 統 印
説明者 相談員 木村 加奈 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護相当サービスについての重要な事項の説明を受け内容に同意します。

【利 用 者】

住 所
氏 名 印

【代理人（選任した場合）】

住 所
氏 名 印

続 柄